

公益財団法人 国際花と緑の博覧会記念協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、平成2年に大阪・鶴見緑地において開催された国際花と緑の博覧会（以下「花博」という。）を永く記念し、「自然と人間との共生」をねらいとした博覧会の基本理念の継承、発展に関する事業を行い、もって潤いのある豊かな社会の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生命現象に関する学術的な研究に顕著な業績のあったものに対する国際的な賞などによる顕彰事業
 - (2) 花と緑に関する調査研究、行催事等への助成・協働事業
 - (3) 花と緑に関する普及啓発事業及び国際交流事業
 - (4) 調査研究及び資料収集事業等
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及びその他の財産の3種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 基本財産以外で、理事会の議決により用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産として管理する。
- 4 その他の財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

(財産の管理)

第6条 この法人の財産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

- 2 財産は、安全、かつ、相応の運用収益が得られる方法で運用しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、適正な維持及び管理に努めなければならない。原則としてこれを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の公益目的事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の議決を経て、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決により承認を得た後、その一部を公益目的事業費に充て、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(特定資産の処分の制限)

第8条 特定資産の取崩しは、理事会において、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の議決及び評議員会において決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の議決による同意を経て行う。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 前項により決議した事項については、評議員会に報告するものとする。

(会計原則等)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第15条 この法人に評議員6名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の職務及び権限）

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第22条に規定する事項の決議に参画するほか、法令で定められたその他の権限を行使する。

（評議員の任期）

- 第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の解任）

第19条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反したとき、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（評議員の報酬等）

第20条 評議員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。ただし、職務執行の対価として報酬を支給することができ、すべての評議員に対する事業年度支給総額は、100万円を超えないものとする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第21条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第22条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用に関する規程
- (3) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第24条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 評議員の解任
 - (3) 監事の解任
 - (4) 評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用に関する規程

- (5) 基本財産の処分の承認
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第31条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印する。

(評議員会運営規則)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員等

(役員を設置)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上 10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第32条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。
- 4 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互

に親族その他特殊の関係があってはならない。

- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 4 理事長は、この法人を代表し、会長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第36条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員報酬等）

第37条 理事及び監事には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。ただし、常勤の理事、職務を執行した理事及び監事には、その対価として報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員、理事及び監事の報酬等並び

に費用に関する規程による。

(責任の免除及び限定)

第38条 この法人は、法人法第198条において準用される第111条第1項の役員の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には理事会の決議によって、法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額を限度とする旨の契約をあらかじめ締結することができる。

(顧問及び参与)

第39条 この法人に、任意の機関として、顧問及び参与それぞれ10名以内を置くことができる。

2 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 顧問は、理事会から諮問された法人の基本的運営事項について参考意見を述べる。

4 参与は、理事会から諮問された法人の業務執行について参考意見を述べる。

5 顧問及び参与の任期は、2年以内で理事会において定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第42条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、事業年度ごとに2回開催する。

3 臨時理事会は、必要に応じて随時開催することができる。

(招集)

第43条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第44条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第45条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものを除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第48条 この法人の事業を推進するために、理事会は、その決議により、次の委員会を設置することができる。

- (1) コスモス国際賞委員会
- (2) 助成事業審査委員会
- (3) その他理事会が必要と認めた委員会

2 前項により設置した委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 委員会及びその他委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるそれぞれの委員会規程による。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条についても適用する。

(解散)

第50条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的

取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第54条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、今井 敬（会長）及び角 和夫（理事長）、業務執行理事は宮前保子（専務理事）とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

青木保之	小河保之	金田章裕	崎元利樹	佐藤茂雄	佐藤友美子
田中清剛	土井元章	羽田光一	畑中孝晴	正木啓子	増田 昇
松下正幸					